

中小企業緊急特別融資制度を利用してください

市内中小企業の振興として、低利の資金を供給し、資金繰りの円滑化を図るために、中小企業緊急特別融資(利子補給・保証料補助付)を行なっています。

利子補給

融資実行日から90日間分の金融機関に納付した利子(遅延利息は除く)について全額補給します。

保証料補助

広島県信用保証協会へ一括納付した保証料を全額補助します。(繰上償還を行なった場合、短縮された期間の保証料は補助対象外とし、補助金の返納を求めます)

<取扱金融機関>

中国銀行、広島銀行、もみじ銀行、しまなみ信用金庫、呉信用金庫、広島県信用組合、両備信用組合

制度概要

制 度 名	中小企業緊急特別融資
資 金 使 途	運転資金
貸 付 限 度 額	500万円以内
貸 付 期 間	3年以内 (6か月以内の据置)
貸 付 利 率	年1.6%
返 済 方 法	分割払いまたは一括払い
信用保証など	原則信用保証付
信用保証料率	信用保証協会所定の料率
受 付 期 間	来年3月31日まで
受 付 場 所	上記の取扱金融機関

注意

1. 利子補給、保証料補助は市が行います。(資金の返済に延滞などがある場合は補助金が交付されません)
2. 返済方法で一括払いを希望した場合、貸付期間は6か月以内となります。
3. 1対象者につき1回のみのお貸し付けとなります。ただし、現在、中小企業融資制度を利用の人もこの制度を利用できます。

問い合わせ先 商工振興課
(☎0848⑦6072FAX0848④4103)

中小企業融資制度

問い合わせ先 商工振興課
(☎0848⑦6072FAX0848④4103)

市では、市内中小企業者の金融の円滑化を図り、企業の育成振興を目的として、中小企業融資を行なっています。

制 度 名	中小企業融資		中小企業組合等融資
資 金 使 途	運転資金	設備資金	原則として運転資金
貸 付 限 度 額	1,500万円以内	2,000万円以内	組合員 2,000万円以内 構成員 1,000万円以内
貸 付 期 間	7年以内 (6か月以内の据置)	10年以内 (6か月以内の据置)	7年以内
貸 付 利 率	年2.1%		1年未満 年2.0% 1年以上 年2.3%
返 済 方 法	分 割 払 い		
信用保証など	原則信用保証付		-
信用保証料率	信用保証協会所定の料率		-
受 付 期 間	常 時		
受 付 場 所	右記の取扱金融機関		商工組合中央金庫福山支店

取扱金融機関

中国銀行、広島銀行、もみじ銀行、しまなみ信用金庫、呉信用金庫、広島県信用組合、両備信用組合

利子補給金

中小企業融資において、平成18年4月以降に新たに融資を受けた人に対して、利息のうち年0.5%の割合で計算した金額を利子補給金として交付します。